

## 令和7年度ポートアイランド・リボーンプロジェクトプロモーション業務 委託仕様書

### 1. 業務名称

令和7年度ポートアイランド・リボーンプロジェクトプロモーション業務

### 2. 業務目的

本市では、神戸空港国際線就航や将来の大阪湾岸道路西伸部開通など、近未来に向けてカタチをかえるポートアイランドの魅力を育てるべく、令和4年度より「ポートアイランド・リボーンプロジェクト※（以下「本プロジェクト」という。）」に取り組んでいる。

令和6年度は、ポートアイランドの住民・企業等をはじめ広く市民に対して本プロジェクトの取組みの認知拡大を図るとともに、同プロジェクトへの個人・法人等の参画を促すことを目的に、プロモーション（令和6年度ポートアイランド・リボーンプロジェクトプロモーション業務）を実施した。

本プロジェクトの令和7年度の取組みとしては、医療センター駅周辺の再整備、島全体を使った社会実験、ポートアイランドの将来ビジョンに向けた市民提案の取りまとめを行い、令和8年度以降に市民提案を踏まえた将来ビジョンの策定を予定している。

- ①本業務は、これらを踏まえ、ポートアイランド内の住民、企業、大学に対して、本プロジェクトへの興味・関心をさらに高めることを目的とし、将来的に地域による島内の魅力発見・発信が行われるなど、地域が中心となったまちづくりに繋げていくことを目指す。（以下、「目的①の広報」という）
- ②また、「ポートアイランド・リボーンプロジェクト」が市内外問わず広く認知されることを目指す。（以下、「目的②の広報」という）

※神戸市HP：[https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/pi\\_reborn.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/pi_reborn.html)

### 3. 業務内容

#### (1) 広報戦略の策定

本業務の目的を達成するため、効果的かつ今後の展開も見据えた広報戦略（実施媒体・場所、実施期間、目標値(再生回数等)、効果測定方法等）を策定すること。

<戦略の基本的な考え方>

#### 【目的①の広報】

- ・メインターゲットは、島内の住民、企業、大学(以下「ターゲット層」という。)とし、広報効果の検証方法も含めて具体的に提案すること。なお、住民については、特に「中高年層・高齢者層」への訴求を想定している。（本プロジェクトの認知度が比較的高い層と想定）
- ・ショート動画とSNS等WEB広告の活用を基本とし、ターゲット層に深く訴求できるよう、その他の広報手段との組み合わせ等も検討すること。

(想定ターゲット)

①住民(中高年層・高齢者層)、②企業・大学(学生含む)

**【目的②の広報】**

- ・YouTubeでの動画配信を基本とし、“興味を引く”“耳に残る”などより多くの人に訴求するような内容・戦略を検討すること。
- ・目的を達成するために最も効果的なターゲット設定をすること。

**【共通項目】**

- ・広報媒体は、神戸市HP※、神戸市公式YouTubeチャンネル及び、神戸市デジタルサイネージへの掲載を基本とし、SNS等WEB広告による広報を行う。そのほか、SNSや民間のデジタルサイネージ等での広報(使用料等も委託料に含む)も検討すること。
- ・ポスターやサイネージは市の所管する個所への掲載を基本とした仕様とする(横長16:9(横1,080px×縦1,920px)、縦長9:16(横720px×縦1,280px))

(2) 広報資材の企画、制作

**【目的①の広報】**

- ・本プロジェクトの大きな方向性である、「島内で暮らすひと、学ぶひと、働くひとがいっしょになって島の魅力を育てるプロジェクト」といったコンセプトに沿ったものとする。
- ・キービジュアルを用いる場合は、令和6年度業務で作成したものを使用すること。

**【目的②の広報】**

- ・「ポートアイランド」や「ポートアイランド・リボーンプロジェクト」に注目してもらえるようなインパクトのあるものとする。

**【共通項目】**

- ・「2. 業務目的」を踏まえて(1)で策定した広報戦略に基づき、画像や動画等の演出方法・表現手法を企画し、市担当者とも適宜、意見交換をしながら制作すること。
- ・公序良俗に反するものでないものとする。
- ・本市が提供する「8. 別添」の「ポートアイランド・リボーンプロジェクト」のロゴマークを使用すること。
- ・その他、これまでの取組みの写真や映像資料等の使用を希望する場合は、本市より提供可能なものについて提供する。(例:過年度シンポジウムや社会実験の写真、投影資料等)

(2) . 1 必須の広報資材

(2) . 1 . 1 動画制作

①広報内容

#### 【目的①の広報】

- ・ターゲット層がプロジェクトへ興味を持ってもらう動画の企画、制作。
- ・視聴者がプロジェクトの取組みに共感できるような内容とし、加えて、地域が中心となったまちづくりの推進及び、島内の魅力発見・発信の意識を育むようなものとする。
- ・広報内容は行政が一方向的に伝えたい内容とならないよう注意すること。

#### 【目的②の広報】

- ・設定したターゲットに刺さるような動画の企画、制作。

#### 【共通項目】

- ・神戸市の市章または「KOBE」もしくはその両方のロゴマークを動画の角に配置すること。配置箇所等は神戸市公式YouTubeチャンネルにアップロードされている動画を参考にすること。

### ②広報素材

#### 【共通項目】

- ・神戸市HP及び神戸市公式YouTubeチャンネルへ掲載する広報動画を企画、制作および市が所管するデジタルサイネージ等へ掲載可能な形式・サイズへの編集。

### ③動画の仕様

- ・動画の長さ

15秒程度（長さはPRに効果があるよう受託者で検討し提案すること）。

- ・本数

#### 【目的①の広報】

ターゲットごとに1本以上。

#### 【目的②の広報】

設定したターゲットごとに1本以上。

- ・言語

全てにおいて、日本語を基本として制作すること。

- ・動画の向き

縦型を基本とするが、提案する広報手段に合わせ、必要により編集すること。

- ・音響（音響を用いる場合）

#### 【目的①の広報】

映像と調和する効果的な音響を使用すること。

#### 【目的②の広報】

「（1）広報戦略の策定」に沿った、効果的な音響を使用すること。

## (2) . 1. 2 SNS等WEB広告

### ①広報内容

- ・ SNS等WEB広告(動画)の企画、制作、出稿。

#### 【目的①の広報】

- ・ 神戸市HPへの誘導を目的とした広告。

#### 【目的②の広報】

- ・ (2) . 1. 1 の広報動画への誘導を目的とした広告。

### ②広告デザイン制作

- ・ 広告に使用するバナーデザイン(動画)の企画・制作( (2) . 1. 1 で制作する動画の活用を可能とする)。

※縦型⇔横型への変換やサイズ変更等の加工・編集も含む

- ・ ターゲットごとに1種類以上の広告デザインを制作。

### ③SNS等WEB広告への出稿・管理・編集作業

- ・ 本市と協議して決定した広告媒体(SNSやYouTube等)への出稿作業を行うこと。
- ・ ターゲットごとに広告媒体、期間、インプレッション、リーチ数、クリック数(率)、シェア、いいね数、再生数、コメント数などの目標数値を提案すること。
- ・ 出稿した広告に関して、運用状況を適宜確認・管理し、リーチ数やクリック数(率)などの成果が良くない場合は、出稿期間中であってもターゲティングの変更などを本市に提案し、変更や再出稿の作業などを行うこと。
- ・ SNS等WEB広告の権限については、神戸市アカウントから広告権限を付与する。

### ④Googleアナリティクスパラメーターの活用

- ・ ウェブサイトへの流入経路の識別、分析を可能にするため、広告のリンク先URLにはGoogleアナリティクスパラメーターを適切に設定すること。

### ⑤広告実施の結果報告・検証

- ・ 実施した広告ごとにインプレッション、リーチ数、クリック数(率)、シェア、いいね数、再生数、コメント数・内容等の結果を報告すること。
- ・ 実施した広告結果の検証・分析を行い報告すること。

#### 【記載例】

- ・ 目標設定は適切であったか
- ・ 広告媒体の選定は適切であったか
- ・ ターゲットの設定は適切であったか
- ・ 配信結果を踏まえた改善提案 など

## (2) . 2 自由提案する広報資材

### ①広報内容

#### 【目的①の広報】

- ・ (2) . 1 . 1 の広報動画を見て興味を持ったターゲット層が、さらに本プロジェクトへ関心もつものとする。

#### 【目的②の広報】

- ・ (2) . 1 . 1 の広報動画の再生数を伸ばすなど、「ポートアイランド」や「ポートアイランド・リボーンプロジェクト」に注目してもらうために効果的なものとする。

### ②広報素材

#### 【共通事項】

- ・ 「(2) . 1 必須の広報資材」を除く効果的な広報資材を企画、制作  
例：画像、神戸市HPコンテンツ、SNSなどのデジタルコンテンツ、ポスター等の掲示物、チラシ等の配布物などアナログコンテンツ

## (3) 共通事項

### ①出演者、協力者等に関する交渉及び謝礼

- ・ 出演者、協力者等が必要な場合は、本市と協議のうえ、受託者にて交渉を行い、謝礼等を委託料の範囲で行うこと。
- ・ 受託者は、出演者、協力者等の肖像権、音楽等の著作権ならびに制作動画の無期使用等に関して調整を行い、SNS (Twitter、Instagram等) やYouTube上での配信や、動画の一部もしくは静止画のSNS等WEB広告への使用、その他不特定多数の者が二次利用すること (関係各所への提供や街頭ビジョン・イベントでの上映等) の同意を得るとともに、料金等を支払う必要がある場合は委託料の範囲で行うこと。

### ②撮影 (必要な場合)

- ・ 被写体となる施設等への撮影の申し入れ、許可申請、撮影日のスケジュール調整、モデル等の手配、モデル等への利用許諾取得、その他撮影に付随するすべての必要な業務を実施すること。なお、撮影に伴う経費 (施設入場料、交通費等) はすべて委託料に含まれる。
- ・ 撮影対象の特性等を考慮し、天候や光の当たり方等の諸条件が整った際に行うこと。

## (4) 広報の実施

準備が整ったものから、順次、広報を実施すること。

(5) 業務打合せ

打合せについては下記の3回を想定している。なお、必要に応じて適宜実施することとする。(契約時、広報資材の企画及び制作時、納品時)

#### 4. 委託業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日までとする。

#### 5. 成果物

(1) 本業務による制作物等(データおよびDVD納品、現物等)

- ・電子媒体の提出の際には、電子納品チェックシステム等によるチェックを行ってエラーがないことを確認した後、ウイルスチェックを実施した上で提出すること。なお、電子納品に係る費用は、諸経費に含む。
- ・動画の背景データ(字幕のない映像のみのデータ)は、別途、二次利用が可能なように提出すること。
- ・すべての権利を神戸市に譲渡すること。
- ・成果物の制作状況や途中経過を随時本市に報告すること。

(2) 本業務の実施状況報告書2部(紙及びデータで1部ずつ)

BGM・デザイン・カラー・アニメーションプラグイン・フォント等、納品物に含まれる購入物がある場合は、案件と購入サイト名・購入日・購入者・責任者・決済方法について明らかにすること。購入履歴やライセンスシート等を納品すること。

(3) 納品場所

神戸市都市局未来都市推進課

#### 6. 留意事項

(1) 著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、本市に帰属するものとする。

(2) 秘密の順守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。

(4) 第三者の権利侵害

受託者は本市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日

本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

(5) 費用負担

本業務受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(6) その他

以下の事項を含む成果物を制作することは認めない。

- ・公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・誹謗中傷を含むもの
- ・わいせつな内容を含むもの
- ・業務上知りえた秘密や個人情報に関するもの
- ・政治性のあるものや選挙に関するもの
- ・宗教性のあるものや迷信、非科学的なものに関するもの
- ・社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・その他社会通念に照らして市が不相当と認めるもの

## 7. 参考

令和6年度に実施した広報

No.	媒体	広報期間	掲載・配布先
1	YouTube 動画 (90秒、15秒)	令和7年3月～ (継続掲出)	神戸市公式 YouTube チャンネル <a href="https://www.youtube.com/watch?v=9nUsGiEaKqg">https://www.youtube.com/watch?v=9nUsGiEaKqg</a> 神戸市 HP <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/pi_reborn.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/pi_reborn.html</a>
2	HP の改修		神戸市 HP <a href="https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/pi_reborn.html">https://www.city.kobe.lg.jp/a74227/pi_reborn.html</a>
3	サイネージ	令和7年3月～ (1カ月程度)	●静止画 ポートライナー医療センター駅改札内側、 クリエイティブラボ神戸2階 ●15秒動画 市役所1号館1階、ミント神戸、神戸空港
4	タブロイド	令和7年3月～	島内の住民・企業・大学へ配布
5	駅貼りポスター (B0, B2)	(1週間程度)	三宮、中公園、みなとじま、 市民広場、南公園、中埠頭、北埠頭他
6	WEB 広告		島内の YouTube、 Meta (Facebook、Instagram) 閲覧者



YouTube 動画



ポスター、サイネージ(静止画)



タブロイド

## 8. 別添



「ポートアイランド・リボーンプロジェクト」



市章

**KOBE**

「KOBE」